

健康保険 被扶養者(異動)届

令和 年 年 日提出

受付年月日

事業主記入欄	事業所所在地	〒	—
	事業所名称		
	事業主氏名		
	電話番号	()	

社会保険労務士記入欄

被保険者欄	被保険者等記号・番号	—	個人番号(マイナンバー)	【注意】「記号・番号」を記入した場合は、被保険者の個人番号(マイナンバー)を記入する必要はありません。											
	氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	生年月日	昭平令	年	月	日	性別	男・女	取得年月日	昭平令	年	月	日
	住民票住所	〒 — ●都道府県から記入してください。										標準報酬月額	千円		

被保険者の配偶者が被扶養者ではないとき(例:夫婦共働きの場合)は記入してください。	配偶者の年収見込額	円
---	-----------	---

配偶者である被扶養者欄	氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	生年月日	昭平令	年	月	日	性別	男・女	続柄	妻	1 同居 2 別居 (住所を記入)	
	個人番号(必須)(マイナンバー)	住所※ ③当該「異動届」提出年の1月1日の住所を利用し、個人番号で「課税(非課税)証明書」を市町村から取得します。 ●都道府県から記入してください。												
	住所※	①住民票住所(必須)		〒		—								
	②居所住所(①と異なる場合に記入)		〒		—									
	③当該「異動届」提出年の1月1日の住所(①と異なる場合に記入)※		〒		—									
被扶養者になった日	令和	年	月	日	理由	1 婚姻(年 月 日)	2 退職(年 月 日)	3 被扶養者の所得減少	4 その他	職業	1 無職 2 パート 3 年金受給者 4 その他()	年収	円	
被扶養者でなくなった日	令和	年	月	日	理由	1 就職(年 月 日)	2 所得増加	3 75歳到達	4 死亡(年 月 日)	5 その他(年 月 日)	★口に✓を付けてください。マイナンバーカードを取得していない者などに限ります。理由は裏面の①～④から選択してください(詳しくは裏面へ)。	資格確認書発行要否★	理由(○をつける)	① ② ③ ④

配偶者以外の被扶養者1欄	氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	生年月日	昭平令	年	月	日	性別	男・女	続柄	子	1 同居 2 別居 (住所を記入)	
	個人番号(必須)(マイナンバー)	住所※ ③当該「異動届」提出年の1月1日の住所を利用し、個人番号で「課税(非課税)証明書」を市町村から取得します。 ●都道府県から記入してください。												
	住所※	①住民票住所(必須)		〒		—								
	②居所住所(①と異なる場合に記入)		〒		—									
	③当該「異動届」提出年の1月1日の住所(①と異なる場合に記入)※		〒		—									
被扶養者になった日	令和	年	月	日	理由	1 出生	2 退職(年 月 日)	3 その他()	職業	1 無職 2 パート 3 年金受給者 4 小・中学生以下 5 高・大学生(年生)	年収	円		
被扶養者でなくなった日	令和	年	月	日	理由	1 就職(年 月 日)	2 所得増加	3 75歳到達	4 死亡(年 月 日)	5 その他(年 月 日)	★口に✓を付けてください。マイナンバーカードを取得していない者などに限ります。理由は裏面の①～④から選択してください(詳しくは裏面へ)。	資格確認書発行要否★	理由(○をつける)	① ② ③ ④

配偶者以外の被扶養者2欄	氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	生年月日	昭平令	年	月	日	性別	男・女	続柄	子	1 同居 2 別居 (住所を記入)	
	個人番号(必須)(マイナンバー)	住所※ ③当該「異動届」提出年の1月1日の住所を利用し、個人番号で「課税(非課税)証明書」を市町村から取得します。 ●都道府県から記入してください。												
	住所※	①住民票住所(必須)		〒		—								
	②居所住所(①と異なる場合に記入)		〒		—									
	③当該「異動届」提出年の1月1日の住所(①と異なる場合に記入)※		〒		—									
被扶養者になった日	令和	年	月	日	理由	1 出生	2 退職(年 月 日)	3 その他()	職業	1 無職 2 パート 3 年金受給者 4 小・中学生以下 5 高・大学生(年生)	年収	円		
被扶養者でなくなった日	令和	年	月	日	理由	1 就職(年 月 日)	2 所得増加	3 75歳到達	4 死亡(年 月 日)	5 その他(年 月 日)	★口に✓を付けてください。マイナンバーカードを取得していない者などに限ります。理由は裏面の①～④から選択してください(詳しくは裏面へ)。	資格確認書発行要否★	理由(○をつける)	① ② ③ ④

健康保険被扶養者（異動）届の記入にあたって

【記入上の注意】

○被保険者欄

- 被保険者等記号・番号 : 資格取得時に払い出された被保険者等記号・番号をご記入ください。被保険者資格取得届と同時に提出する場合は記入不要です。
- 個人番号 : 「被保険者等記号・番号」をご記入した場合は、個人番号は記入は不要です。
- 氏名 : 氏名は住民票に登録されているものと同じ氏名を記入してください。
- 生年月日 : 年号は該当するものを○で囲んでください。
- 性別 : 該当するものを○で囲んでください。
- 住民票住所 : 住民票の住所を都道府県からご記入ください。
- 標準報酬月額 : 被保険者の申請時の標準報酬月額をご記入ください。

○被保険者の配偶者が被扶養者でないとき欄

- 配偶者の年収見込額 : 配偶者以外を被扶養者とする場合で、被保険者の配偶者が被扶養者でないときは配偶者の年間収入見込額をご記入ください。これは、配偶者以外の方について、被保険者と配偶者のどちらの被扶養者に認定するのが適正なのかを確認するためです。

○被扶養者欄

- 氏名 : 氏名は住民票に登録されているものと同じ氏名を記入してください。
- 生年月日 : 年号は該当するものを○で囲んでください。
- 性別 : 該当するものを○で囲んでください。
- 続柄 : 被保険者との続柄を「夫」、「妻」、「長男」、「長女」、「父」、「母」等と記入してください。
- 同居・別居 : 被保険者と同居または別居のいずれかを○で囲み、同居の場合は住所記入は不要です。別居の場合は、住所欄に①住民票住所を都道府県からご記入ください。
- 個人番号 : 本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。
- 住所 : ①住民票住所を都道府県からご記入ください。
②居所住所は、①住民票住所と異なる場合に、都道府県からご記入ください。
③1月1日の住所は、個人番号(マイナンバー)を利用し市町村から「課税(非課税)証明書」を取得するため利用します。1月1日時点でお住まいの市町村へ年末調整や確定申告を届けているためです。①住民票住所と異なる場合に、都道府県からご記入ください。
- 被扶養者になった日 : 被保険者の健康保険加入と同時に提出する場合は「取得年月日」と同日、それ以外の場合は出生年月日等の実際に被扶養者になった日をご記入ください。
- 理由 : 被扶養者となった理由を○で囲んでください。ただし、『被保険者資格取得届』と同時に提出する場合は記入不要です。
- 職業 : 現在の職業を○で囲んでください。
- 年収 : 今後1年間の年間収入見込額をご記入ください。収入には、非課税対象のもの(障害・遺族年金、失業給付等)も含まれます。非課税対象の収入がある場合は、受取金額が確認できる書類のコピーを添付の上、「職業」欄の「その他」に具体的な内容をご記入ください。
- 被扶養者でなくなった日 : 死亡による場合は死亡日の翌日を、それ以外の場合は非該当になった当日の日付をご記入ください。

- 13 資格確認書の発行要否と理由** : 資格確認書の発行が必要な場合(※)は、「発行が必要」の口に✓を付してください。
「発行が必要」な方は、必ず以下の①～④の理由を選択してください。
※資格確認書が発行できるのは、以下に該当する場合に限りです。
①マイナンバーカードを取得していない者(マイナンバーカードの返納者、新生児を含む)
②マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
③マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
④マイナ保険証の利用が困難な方(要介護の方、障がいをお持ちの方、施設に入居の方など)
- 当健康保険組合で、マイナ保険証の登録状況が確認できますので、正しく申請をお願いします。

【この届書に添付して提出するもの】

- 16歳以上の方を被扶養者として届け出る場合(高校生を除く)は、その方が被保険者によって生計を維持されていることを証明できる「課税(非課税)証明書」など。
⇒個人番号(マイナンバー)を利用し市町村から「課税(非課税)証明書」を取得しますので、添付する必要はありません。
年金受給者は、現在の年金受給額がわかる「年金額改定通知書」の写し又は「年金振込通知書」の写し。
大学生は、在学証明書又は学生証の写し。高校生は「職業」の欄に「高校生〇年生」と記入することで添付の必要はありません。
退職による届出の場合は、「雇用保険被保険者離職票1と2」の写し及び「申立書」又は「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」の写しなど。
 - 被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹以外の方を被扶養者として届け出る場合は、その方が被保険者と同一世帯に属していることを証明できる「住民票」など。
 - 就職等により被扶養者でなくなったとき届け出る場合は、その方の「資格情報確認書」や「資格情報のお知らせ」など、資格取得日がわかるものの写しを添付してください。
- ※ 主として被保険者の収入で生計を維持しているかを確認しますので、同居を条件としない方にも、全世帯が記載の「住民票」を提出していただくことがあります。その他事例により、各種提出書類が必要となりますので、詳しくは西日本パッケージング健康保険組合(電話06-6941-4635)へご確認ください。
- ※ 被保険者の届出が、配偶者(20歳以上60歳未満)の場合、「国民年金第3号被保険者届」が必要です。
届出用紙は、当健康保険組合のHPまたは日本年金機構のHPから取り寄せて、日本年金機構へ届出してください。
なお、収入の増加又は離婚したという理由により配偶者を削除した(被扶養者でなくなった)場合も、届出が必要です。
また、「国民年金第3号被保険者届」には、当健康保険組合が被扶養者の認定日を確認(証明)する欄がありますので、「被扶養者(異動)届」と一緒に提出していただければ証明をします。

様式コード			
4	3	0	0

国民年金 第3号被保険者関係届



令和 年 月 日提出

提出者情報	届出記入の個人番号(基礎年金番号)に誤りがないことを確認しました。	日本年金機構
	事業所所在地 〒 000 - 000	
	事業所名称	
	事業主氏名	
電話番号	-	
事業主等 受付年月日	令和 年 月 日	
社会保険労務士記載欄		
氏名等		

A. (第2号被保険者) 配偶者欄	① 氏名 (フリガナ)	② 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月	日	③ 性別	1. 男性 2. 女性
	④ 個人番号 [基礎年金番号]							
⑤ 住所	個人番号を記入した場合は、住所記載は不要です。 〒 000 - 000							

届出内容に応じて、該当・非該当(変更)のいずれかを○で囲み、記入してください。

B. 第3号被保険者欄	① 氏名	この届書記載のとおり届出します。 令和 年 月 日		② 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月	日	③ 性別 (続柄)	1. 夫 3. 夫(未届) 2. 妻 4. 妻(未届)
	④ 個人番号 [基礎年金番号]									
	⑤ 外国籍	⑥ (フリガナ) 外国人通称名								
	⑦ 住所	〒 -		⑧ 電話番号		1. 自宅 2. 携帯 3. 勤務先 4. その他 ()				
	⑨ 第3号被保険者になった日	9. 令和	年	月	日	⑩ 理由	1. 配偶者の就職 4. 収入減少 2. 婚姻 5. その他 3. 離職 ()			
⑪ 配偶者の加入制度	31. 厚生年金保険・健康保険 36. 地方公務員等共済組合		30. 厚生年金保険・船員保険		⑭ 備考					
⑫ 第3号被保険者でなくなった日	9. 令和	年	月	日	⑬ 理由	1. 死亡(令和 年 月 日) 2. 離婚 3. 収入増加 6. その他()				
⑮ 理由	1. 留学 4. 海外婚姻 2. 同行家族 5. その他() 3. 特定活動									
⑯ 理由	1. 国内転入(令和 年 月 日) 2. その他()									

健康保険証の発行元に確認を受けてください。 ※届書記載の配偶者が協会けんぽ加入者の場合は、確認不要です。

医療保険者記入欄	組合(保険者)番号	06272017	
	上記のとおり第3号被保険者関係届の届出がありましたので提出します。		
	届出記載の第3号被保険者は、健康保険組合又は共済組合に加入している者の被扶養者であることを確認する。 認定年月日 令和 年 月 日 (「⑨第3号被保険者になった日」と同じ場合は、記載の必要はありません)		
	所在地	〒 540 - 0003	
	名称		
代表者等氏名			
電話	06-6941-4635		

この届書は、以下の場合に提出していただくものです。

- ・健康保険組合または共済組合・国民健康保険組合に加入する第2号被保険者の配偶者が国民年金第3号被保険者に該当した場合
- ・すでに健康保険・船員保険の被扶養者となっている配偶者が、20歳到達により国民年金第3号被保険者に該当した場合
- ・健康保険の任意継続中のため、配偶者の健康保険被扶養者とならず、国民年金第3号被保険者にのみ該当した場合
- ・国民年金第3号被保険者の収入が基準以上に増加したことによって扶養から外れた場合
- ・配偶者である第2号被保険者と離婚した場合
- ・海外居住の方が海外特例要件に該当または非該当となる場合

・この届出では、国民年金第3号被保険者にかかる資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)・資格喪失・死亡の届出、氏名・生年月日・性別の変更(訂正)の届出、被扶養配偶者非該当、海外特例要件該当・非該当の届出をすることができます。
・次の場合は別様式での届出となりますので、ご注意ください。
全国健康保険協会管掌の健康保険の届出を同時に行う場合→『健康保険被扶養者(異動)届・国民年金第3号被保険者関係届』

記入方法

<A. 配偶者欄(第2号被保険者)>

- ①氏名 : 氏名は住民票に登録されている氏名を記入してください。フリガナはカタカナで正確に記入してください。
②生年月日 : 年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は右図のように記入してください。
④個人番号
[基礎年金番号] : 個人番号または基礎年金番号を記入してください。
個人番号または基礎年金番号を記入する場合は、記入する番号を確認した上で記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、10桁・左詰めで記入してください。海外在住や短期在留等により個人番号がない方は、基礎年金番号(10桁・左詰め)を記入してください。
⑤住所 : ④「個人番号[基礎年金番号]」欄に個人番号を記入した場合は、住所の記入は不要です。
基礎年金番号を記入した場合は、必ず住民票の住所を記入してください。

<B. 第3号被保険者欄> ①~④、⑦は必ず記入してください。また該当の場合は⑨~⑩を、非該当・変更の場合は⑫~⑬を記入してください。

- ①氏名 : 氏名は、住民票に登録されている氏名をご記入ください。
日付は、この届書を配偶者(第2号被保険者)を通じて事業主に提出する日付をご記入ください。
※20歳未満または60歳以上の方は、第3号被保険者に該当しませんので、ご注意ください。
③性別(続柄) : 該当する番号を○で囲んでください。内縁関係にある場合は、「3. 夫(未届)」 「4. 妻(未届)」のいずれかを○で囲んでください。
④個人番号
[基礎年金番号] : 個人番号または基礎年金番号を記入してください。
個人番号または基礎年金番号を記入する場合は、記入する番号を確認した上で記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、10桁・左詰めで記入してください。海外在住や短期在留等により個人番号がない方は、基礎年金番号(10桁・左詰め)を記入してください。
なお、「死亡」により第3号被保険者でなくなった場合は、基礎年金番号を記入してください。
⑥外国人通称名 : 郵送物の宛名等について、通称名での登録を希望する場合は住民票に登録された通称名を記入してください。
フリガナはカタカナで正確に記入してください。
⑦住所 : 配偶者(第2号被保険者)と同居または別居のいずれかを○で囲んだ上で、住民票の住所を記入してください。
※住民票の住所と別の住所に通知書の送付を希望する場合、「国民年金第3号被保険者住所変更届」に別送先を記入して本届書とあわせて提出してください。
※海外居住者については、郵送物が届く国内における協力者住所(親族、第2号被保険者の勤務先住所等)を方書も含めて記入してください。
⑨第3号被保険者
になった日 : 第3号被保険者に該当した日を記入してください。20歳到達により第3号被保険者に該当した場合は、20歳になる誕生日の前日を記入してください。
⑩第3号被保険者
でなくなった日 : 死亡の届出の場合は死亡日の翌日を、それ以外の場合は非該当になった日を記入してください。死亡の届出の場合、①「氏名」欄に第3号被保険者の氏名を記入し、⑭「備考」欄に届出者(第2号被保険者)の氏名を記入してください。
※海外居住中、海外特例要件に該当しなくなったときや離婚等により被扶養配偶者でなくなったときなどには第3号被保険者でなくなり、⑫「第3号被保険者でなくなった日」欄および⑬「理由」欄(「6. その他」に理由)を記入してください。
⑭備考 : 第3号被保険者等の氏名・生年月日・性別に変更(訂正)がある場合は、非該当(変更)を○で囲んでください。 <例1>
変更(訂正)前の情報と変更年月日は図<例2>のように記入してください。
なお、個人番号をお持ちの方は氏名および生年月日の変更の届出は不要です。
⑯海外特例要件
に該当した日 : 海外居住者が海外特例要件に該当した日を記入してください。
⑰海外特例要件
に非該当となった日 : 海外居住の第3号被保険者が、海外から転入して引き続き第2号被保険者である配偶者に生計を維持されているときなどには、海外特例要件に該当しなくなったことの届出が必要です。海外から国内に転入したときは転入日(日本に住所を有することになった日)を記入してください。なお、海外居住中に海外特例要件に該当しなくなったときは、⑫「第3号被保険者でなくなった日」欄に記入してください。

⑭
備考
海外住所: ○○○○
○○○○○○○○
国内協力者: 国年
一郎(父)

<例2>
⑭
備考
変更前氏名
コクネン サンコ
国年 三子
変更年月日
令和元年6月1日

<医療保険者記入欄>

- 認定年月日 : 扶養認定日が⑨「第3号被保険者になった日」と相違する場合のみ記入してください。

海外居住の第3号被保険者の方へ

海外居住時の海外特例要件に該当する第3号被保険者の方は、海外居住中、[海外特例要件に該当しなくなったとき] [配偶者である第2号被保険者が資格喪失をしたとき] [当該第2号被保険者に生計を維持されなくなったとき] などには、第3号被保険者の資格喪失の届出が必要です(なお、資格喪失後も引き続き海外居住する場合、20歳以上65歳未満の日本国籍を有する方は国民年金に任意加入が可能です)。また、日本に住所を有したときや海外特例要件の事由を変更したときにも届出が必要です。

添付書類

・医療保険者の扶養認定がされていない場合は、以下の添付書類が必要です。

ア. 退職により収入要件を満たす場合	退職証明書または雇用保険被保険者離職票のコピー
イ. 失業給付受給中、または受給終了で収入要件を満たす場合	雇用保険受給資格者証のコピー
ウ. 年金受給中の場合	現在の年金受給額がわかる年金額の改定通知書等のコピー
エ. 自営(農業等含む)による収入、不動産収入等がある場合	直近の確定申告書のコピー
オ. 上記イ〜エ以外に他の収入がある場合	イ〜エに応じた書類および課税(非課税)証明書
カ. 上記ア〜オ以外	課税(非課税)証明書

・以下の続柄に該当する場合は添付してください。

配偶者と内縁関係にある場合	内縁関係にある両人の戸籍簿(抄)本、被保険者世帯全員の住民票の写し等
---------------	------------------------------------

※提出日からさかのぼって90日以内に発行されたものであること。

※「所得税法の規定による控除対象配偶者・扶養親族」で事業主の証明がある方は、原則として添付書類の添付は不要です。(個別のケースによっては、提出をお願いする場合があります。)

※障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーが別途必要です。

※医療保険者の扶養認定がされていない場合で「海外特例要件」に該当するときは、上記書類にあわせて海外特例要件に該当していることを証する書類の添付が必要です。

詳細は、日本年金機構ホームページでご確認ください。

個人番号(マイナンバー)により届出する際の本人確認

・第3号被保険者が事業主(船舶所有者)・共済組合に届書を出すときは、事業主(船舶所有者)・共済組合において、マイナンバーが本人のものであることの確認と届書の提出を行う者が正当な番号の持ち主であることの確認を行う必要があるため、マイナンバーカード(個人番号カード)を届書に添付してください※1。なお、郵送で届書を出す場合は、マイナンバーカードの表・裏両面のコピーを添付してください。

・配偶者(第2号被保険者)が第3号被保険者の代理人として届書を事業主(船舶所有者)・共済組合に提出するときは、第3号被保険者のマイナンバーカードの裏面のコピーまたはマイナンバーが確認できる書類のコピー、および代理権の確認ができる委任状※2を添付してください。

※1: マイナンバーカードをお持ちでない方は、以下の①および②の書類を添付してください。

① マイナンバーが確認できる書類: 個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)

② 身元(実存)確認書類 : 運転免許証、パスポート、在留カードなど

※2: B. 第3号被保険者欄①氏名欄の「※届書の提出は配偶者(第2号被保険者)に委任します口」の口には✓を付すことにより、委任状の添付を省略することができます。
※事業主(船舶所有者)・共済組合において本人確認を行った後の確認書類は、届書に添付して日本年金機構に提出する必要はありません。